

講習会

4アマ/3アマ (ネット受付)

eラーニング

2アマ/3アマ (通信講座)

アマチュア局保証

基本保証/スプリアス確認保証

技適・認証

測定サービス/測定室利用

免許手続

Q & A

アマチュア局保証

総合通信局から保証が必要と言われた方はこちら

基本保証

【これから免許を受ける無線機が対象】

開設保証 (新規開局・再開局の場合)

変更保証 (増設・取替えの場合)



スプリアス確認保証

【既に免許を受けている無線機が対象】

平成34年12月以降使用するための手続き



ここをクリックして
基本保証の手続きに
入ります



基本保証 (開設・変更・増設・取替)

免許になっていない無線機等の為の保証

アマチュア局の開設、変更 (無線機の増設・取替・部分変更) 手続きを行う際に、新スプリアス規格で技術基準適合証明を受けていない無線機が1台でも含まれる場合、並びに設置場所の変更 (技適機器のみの場合を除く) 及び移動範囲を変更する場合はアマチュア局の保証手続きが必要です。(空中線電力200W以下の無線設備が対象です。)

開設、変更に必要な総合通信局等あての申請書類と共に「保証願書」をJARDに提出してください。

アマチュア局保証業務のご案内



- ▶ ①基本保証手続きガイド 
- ▶ ②保証料のご案内 (平成30年4月から保証料が変更になりました。) 
- ▶ ③Q&A


【お知らせ】ドローンに搭載するFPVの保証手続参考資料はこちら (H30.4.5)

開設・変更保証の申込

- ▶ ①書面申請による保証の申込

【参考】書面による保証願書の記入例



- ・ 開設保証願 
- ・ 変更保証願 

- ▶ ②電子申請による保証の申込 (HAMtてクーポン使用可能) 

電子申請Liteによる申請ファイルを作成して、
パソコンに保存されているを確認して下さい

ここをクリックして電子申請による保証の申
込を始めます

申請書類等のダウンロード

- ▶ ①無線局免許申請書 (開設) 
- ▶ ②無線設備等の変更申請 (届) 書 (変更) 



[zipファイル]



ID・パスワード方式 (アマチュア局限定)

※開設の場合の入力例は[こちら](#)

[xmlファイル]



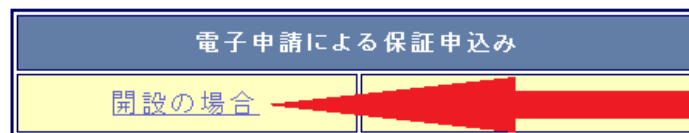
電子証明書方式

- 電子申請用ファイルを作成し終わったら、総務省へは送信せず、必ず**パソコンに作成したファイルを保存**してください。
- 電子申請用ファイルを保存する際のファイル名は、**半角英数字**としてください。
保存した電子申請用ファイルは、保証申込み手順のなかで、アップロードする必要があります。

電子申請による保証申込み手順



電子申請による保証申込み



【上記リンクをクリックすると、**保証願書入力画面**に移動します。】

ここをクリックすると開設保証の
申込入力フォームが開きます

入力

【ご注意】

アマチュア局の開設（開局）保証のお申込みを電子申請で行うに当たっては、
まず、総務省の電子申請Liteにより「開局申請」のファイルを作成し、
パソコン上に保存されていることが必要です

アマチュア局の保証願書（開設）

出願の日

平成 30 年 4 月 25 日

お申込みの日を入力して下さい

出願者

氏名	<input type="text" value="梶鴨 一郎"/> (全角)必須 <small>※社団の場合は代表者の氏名を入力してください</small>
住所	〒 <input type="text" value="170"/> - <input type="text" value="8088"/> (半角) <input type="text" value="東京都豊島区梶鴨 3-36-6"/> (全角)必須 <small>※社団の場合は事務所の所在地を入力してください</small>
電話番号	<input type="text" value="03-3910-7263"/> (半角)※日中連絡のつく電話番号
FAX番号	<input type="text" value="03-3910-7277"/> (半角)
メールアドレス	<input type="text" value="hosho@jard.or.jp"/> (半角)必須 <input type="text" value="hosho@jard.or.jp"/> × (確認用)
社団の名称 (社団の場合に限る)	<input type="text"/> (全角)

**免許を受ける方のお名前を記入
(無線従事者免許証と同一)**

**免許を受ける方の
住所を記入
数字も全て「全角」
で入力して下さい**

入力ミスが多くなっています

日中連絡がとれる電話番号（携帯可）

連絡がとれるメールアドレス

免許を申請する無線設備

送信機情報

第1送信機

保証対象 ※開設保証を申請する装置の場合はチェックを入れてください

保証を申請する機器の場合チェック

技適機器（新スプリアス規格）の場合は対象外

送信機の名称等	FPV001 (必須)
技適番号 又は JARL登録機種の登録番号	なし
接続するブースタの名称等 (ブースタ等を使用している場合のみ)	
附属装置の有無 (有る場合のみ)	<input type="checkbox"/> 附属装置あり

機種名（名称）を入力

技適番号又はJARL登録番号がある場合には入力

第2送信機 ※入力が必要な場合はここをクリックしてください

第3送信機 ※入力が必要な場合はここをクリックしてください

第4送信機 ※入力が必要な場合はここをクリックしてください

第5送信機 ※入力が必要な場合はここをクリックしてください

第6送信機 ※入力が必要な場合はここをクリックしてください

第7送信機 ※入力が必要な場合はここをクリックしてください

第8送信機 ※入力が必要な場合はここをクリックしてください

第9送信機 ※入力が必要な場合はここをクリックしてください

第10送信機 ※入力が必要な場合はここをクリックしてください

その他の事項 ※確認のうえチェックを入れてください

電波法第3章に規定する条件に合致しています

条件に合致していることを確認して、必ずチェックして下さい

※保証の対象となる設備は、平成17年12月1日に施行された新スプリアス規格に適合しているものであること

以下の各項目では、該当する欄にチェックのうえ、必要事項を記入する

安全及び保安施設

電波の強度 ※電波法施行規則別表第二号の三の二に定める電界の強度を超える場合該当

容易に出入りすることができないように施設する

- 該当しない
 施設済み
 免許までに施設

移動する局の場合、「該当しない」にチェック

高圧電気 ※交流電圧300ボルト若しくは直流電圧750ボルトを超える電気を扱う場合に該当

外部より容易に触れることができないように施設する

- 該当しない
 施設済み
 免許までに施設

高圧電気に該当しない場合、「該当しない」にチェック

保安施設 ※24MHz以下の無線設備が該当

空中線系に避雷器又は接地装置を設ける

- 該当しない
 施設済み
 免許までに施設

26.175MHzを超える周波数のみを使用する無線局の場合、「該当しない」にチェック

無線設備の保守点検 ※確認のうえチェックを入れてください

- 実施します

無線設備の保守点検は日頃から行う必要があります
確認のうえ、チェックを入れて下さい

遵守事項 ※確認のうえすべてにチェックを入れてください

- 無線設備を電波法第3章に定める技術基準に適合するように維持します
 協会から送付される調査報告書を免許後速やかに提出します
 協会が行う保証業務に係る調査(実地調査を含む)及び指導の通知等があった場合には全面的に協力します

各項目を確認のうえ、全ての項目にチェックを入れて下さい

特例適用 (特例措置を受ける場合のみ)

HAMtteクーポン

HAMtteクーポンを利用する場合は、「利用する」及びHAMtte会員ご本人である「本人」にチェックし、HAMtteのログインIDを半角英数字で入力してください。

利用しない 利用する 本人 HAMtteログインID

該当する場合、チェックの上必要事項を入力

※HAMtteクーポンは、HAMtte会員ご本人様の申込みのみでしか使用できません。
設備共用の相手方や社団局の申込みには使用できませんのでご注意ください。

参考事項 ※該当する場合に記入してください

同時に保証を申し込む者の氏名 ※設備を共用する場合

設備を共用する場合、必要事項を入力

共用しない場合、入力不要 (空欄)

同一である送信機番号及び名称等 ※同一の出願者かつ過去2年以内に保証を受けた同一の送信機により出願する場合

その他参考となる事項

JARDに伝えたい参考となる事項がある場合入力

なお、基本保証には保証料のJARL会員割引はありません

保証料の額 ※自動計算項目なので編集できません

円

金額を確認して下さい

入力完了

上記入力が完了したらここをクリックして
記入内容の確認を行います

[↑ ページのトップへ戻る](#)

入力

確認

アップロード

完了

アマチュア局の保証願書(開設)

出願の日

平成 30 年 4 月 25 日

出願者

氏名	巢鴨 一郎
住所	〒 170 - 8088 東京都豊島区巢鴨 3 - 3 6 - 6
電話番号	03-3910-7263
FAX番号	03-3910-7277
メールアドレス	hosho@jard.or.jp
社団の名称 (社団の場合に限る)	

確認画面 2

免許を申請する無線設備

送信機情報

第1送信機

保証対象

送信機の名称等	FPV001
技適番号 又は JARL登録機種の登録番号	なし
接続するブースタの名称等 (ブースタ等を使用している場合のみ)	
附属装置の有無 (有る場合のみ)	<input type="checkbox"/> 附属装置あり

第2送信機 入力なし

第3送信機 入力なし

第4送信機 入力なし

第5送信機 入力なし

第6送信機 入力なし

第7送信機 入力なし

第8送信機 入力なし

第9送信機 入力なし

第10送信機 入力なし

その他の事項 ※確認のうえチェックを入れてください

電波法第3章に規定する条件に合致しています

※保証の対象となる設備は、平成17年12月1日に施行された新スプリアス規格に適合しているものであること

確認画面 3

安全及び保安施設

電波の強度 ※電波法施行規則別表第二号の三の二に定める電界の強度を超える場合該当

容易に出入りすることができないように施設する

該当しない

高圧電気 ※交流電圧300ボルト若しくは直流電圧750ボルトを超える電気を扱う場合に該当

外部より容易に触れることができないように施設する

該当しない

保安施設 ※24MHz以下の無線設備が該当

空中線系に避雷器又は接地装置を設ける

該当しない

無線設備の保守点検 ※確認のうえチェックを入れてください

実施します

遵守事項 ※確認のうえすべてにチェックを入れてください

- 無線設備を電波法第3章に定める技術基準に適合するように維持します
- 協会から送付される調査報告書を免許後速やかに提出します
- 協会が行う保証業務に係る調査(実地調査を含む)及び指導の通知等があった場合には全面的に協力します

確認画面 4

特例適用 (特例措置を受ける場合のみ)

HAMtteクーポン

利用しない

参考事項 ※該当する場合に記入してください

同時に保証を申し込む者の氏名 ※設備を共用する場合

同一である送信機番号及び名称等 ※同一の出願者かつ過去2年以内に保証を受けた同一の送信機により出願する場合

その他参考となる事項

保証料の額

4,000 円

戻る

次へ

入力内容を確認し、誤りがなければ、ここをクリックして次のアップロードのページへ

・ [ページのトップへ戻る](#)

入力

確認

アップロード

完了

電子申請用ファイルのアップロード

このページで電子申請用ファイルを添付し、送信してください。
送信したファイルは、JARD保証事業センターに転送されます。

- ・ 電子申請用ファイルとは、総務省「電波利用 電子申請・届出システム Lite」で作成したzipファイル若しくは電子証明書方式で作成したXmlファイルであり、無線局免許(変更)申請書・無線局事項書及び工事設計書の内容が収録されたものです。

ファイル指定

Jsers\DIRECTOR-HOSHO\Pictures\300423 開局申請 (ドローン) 電子申請申込手順\shinsei_20180425.zip 参照...

送信する前に、もう一度ファイル名をご確認ください。

ご注意

アップロードするファイルは、次の点をご確認ください。

- ・ ファイル名 ⇒ 半角英数字のみ
- ・ ファイルの種類 ⇒ 「.zip」又は「.xml」のみ
- ・ ファイルの容量 ⇒ 5MBまで

お間違いがなければ、下の送信ボタンをクリックしてください。

送信

ここをクリックして、
パソコン上に保存され
ている電子申請Liteの
ファイルを添付する
ここでは
「shinsei_20180425.zip」
を選択している

上記の添付ファイル名を確認のうえ、
「送信」をクリックする事で、JARD
への申込みが完了します

登録されたお客様のメールアドレスに
「保証願書を受付けました」というメールを
自動的にお送りしますので、このメールの案内
にしたがって保証料をお振込み願います